

労働者数50人未満の小規模事業場の
事業主のみなさま



八戸地域産業保健センター は 職場における健康づくりを「無料」でお手伝いします!!

青森県内6か所に設置されている地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人等を対象として、労働安全衛生法で定められた健康相談や保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

個別訪問による 産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業管理、作業環境管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を受けることができます。

ストレスチェックに係る 高ストレス者や長時間労働者 に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

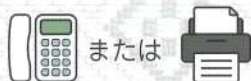
労働者の健康管理に（メンタル ヘルスを含む）に係る相談

健康診断で主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

【注意事項】

- ※ご利用回数には制限があります。事業年度（4月～翌年3月）で1事業場あたり2回までご利用できます。
- ※総括産業医（支店などの産業保健活動を統括的に行う本社等の産業医）がいる小規模事業場は支援対象外です。

* お申込み・ご利用までの流れ



電話もしくは裏面の申込書をFAXでお送りください。

● イオン八戸田向店

八戸市総合保健センター

八戸市総合
健診センター
八戸市医師会

きどクリニック

かさい糖尿病内科クリニック



FAXでお申し込みの場合、後ほどコーディネーターより担当者様へご連絡します。



お申込みいただいたサービスの提供を行います。

八戸地域産業保健センター

〒031-0011 八戸市田向3-6-20 八戸市医師会内
TEL：070-2197-8769（コーディネーター携帯）
FAX：0178-38-5270（八戸市医師会）

健康相談・面接指導 利用申込書



八戸地域産業保健センター（八戸市医師会内）宛て

FAX：0178-38-5270

申込日：令和 年 月 日

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)		
	事業内容			
	代表者	職名：	氏名：	
	担当者	職名：	氏名：	
		TEL：	FAX：	
企業の情報※	1 事業者	2 個人事業者	3 個人事業主等への注文者等	
	企業名 ()	本社の有無 (有 ・ 無)		
	労働者数 (人)			
	産業医数 (人)			
	うち 総括産業医 (有 ・ 無)			
相談内容 (希望するものに○) ※重複可	1 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導）	(対象者 名)		
	2 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導）	(対象者 名)		
	3 健康相談（ストレスチェック相談・指導）	(対象者 名)		
	4 健康相談（その他）	(対象者 名)		
	5 健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者 名)		
	6 長時間労働者に対する面接指導	(対象者 名)		
	7 高ストレス者に対する面接指導	(対象者 名)		
	8 その他 ()	(対象者 名)		
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない			
その他 連絡事項等				

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医がいる企業の小規模事業場は支援対象外といたします。
(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは支店などの産業保健活動を統括的に行う本社等の産業医のことを指します。

※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- | | はい | いいえ |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 1 全項目に漏れなく記入しています。 | ☐ | ☐ |
| 2 事業場の労働者数は50人未満です。 | ☐ | ☐ |
| 3 当社に総括産業医はいません。 | ☐ | ☐ |
| 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 | ☐ | ☐ |
| 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 | ☐ | ☐ |
| 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」または「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」 | ☐ | ☐ |
| 7 (個人事業者、注文者等のみ確認) 労災保険に加入している又は特別加入をしている。 | ☐ | ☐ |
| 8 上記に相違ありません。 | ☐ | ☐ |